

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
1	農地転用許可要件の緩和(農振農用地区域内農地及び第1種農地)	<ul style="list-style-type: none"> 農振農用地区域内農地及び第1種農地における農地の工場用地への農地転用の許可要件を緩和してほしい。 工場団地近隣や、アクセスが良い新東名IC周辺の農地であっても、農振農用地区域内農地や第1種農地の場合には、農地転用が難しく、やむなく遠隔地に工場が点在するケースも多い。 要件が緩和されれば、生産、企業の効率化に繋がる。 	企業・団体	国(農林水産省)	<p>農地転用許可は、農地法及び国通知の規定により、立地基準を満たした上で、一般基準も満たす必要がある。</p> <p>(立地基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地区域内農地:原則不許可 第1種農地:原則不許可(農業用施設、農産物加工・販売施設建設の場合等は例外許可) <p>(一般基準)</p> <p>次に該当する場合不許可</p> <ul style="list-style-type: none"> 転用の確実性が認められない場合 周辺農地への被害防除措置が適切でない場合 一時転用の場合に農地への原状回復が確実と認められない場合 	国へ提案	企業・団体から国へ直接提案
2	農地耕作条件改善事業交付金にかかる土地利用制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 当交付金を受けた農地について、農地以外の土地利用をする場合に対する交付金返還措置の弾力的な運用を要望する。 地域活性化の観点から、オリーブの栽培・オリーブオイルの生産・販売、観光農園の経営など6次産業化を進めている。 オリーブ園として使用中に農地のうち、一部を搾油所等の事業のため土地利用を検討しているが、「農地耕作条件改善事業交付金」を受けて盛り土を行った区域については規制があるため整備できない状況にある。 	企業・団体	国(農林水産省)	<p>「農地耕作条件改善事業実施要領」(農林水産省農村振興局長通知)により、当該交付金により整備した農地について、一定の条件を満たさずに農地転用した場合、交付金の返還が必要になる。</p> <p>(国要領抜粋)</p> <p>「整備の実施後8年を経過しない間に…10アール以上の受益地が転用された場合には、…交付金の返還措置を講ずるものとする。」</p>	国へ提案	企業・団体から国へ直接提案
3	国有林の入林要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 国有林の入林要件の緩和を提案する。 現状伊豆半島国有林は柵で囲まれ原則入林禁止になっているが、西伊豆から東伊豆に連なる国有林には原生林もあり観光資源として高い潜在力がある。 今までも林野庁への国有林の活用の申し入れを試みるも過去に例がないため進展していない。 国有林が活用できれば、古道再生、トレイルツアーへの活用をはじめとする観光などの新たな事業の展開が可能となる。 	企業・団体	国(農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> 国有林の管理経営は林野庁が行っている。 国有林へ入林するには、事前に森林管理署へ入林届を提出することが求められており、入林者や国有林内で働く職員などの安全確保、森林生態系保全の観点等から問題がある場合には、立入を制限することもあるとしている。 	国へ提案	企業・団体から国へ直接提案
4	国立公園における自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園における自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の緩和を提案する。 富士箱根伊豆国立公園内(国道135号線沿い)の遊休地が、自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の制限により活用が阻まれている。 建物建築後、ガレージや付属物を増築することで建ぺい率がオーバーとなるケースがあり、流通の阻害要因となっていることがある。 	企業・団体	国(環境省)	<p>自然公園法施行規則により、国立公園の建ぺい率を含む建築許可基準が定められている。</p>	国へ提案	企業・団体から国へ直接提案

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果																																																
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)																																														
5	保育園運営に対する補助金制度(児童の年齢が上がるごとに補助単価が下がる制度)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所運営に対する補助金は、保育する児童の年齢により補助金の単価が異なり、年齢が上がると単価が低くなる制度について見直しを検討願いたい。 ・保育する児童年齢があがるごとに単価が下がると、保育所運営において、採算面から単価の高い年齢層を中心に募集を行うことになり、地域の実態に必ずしも対応できなくなっている。 	企業・団体	国(厚生労働省)	<p>保育所運営に対する補助金については、平成27年内閣府告示第49号により単価が定められている。</p> <p>(保育所単価:告示抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">定員区分</th> <th rowspan="3">認定区分</th> <th rowspan="3">年齢区分</th> <th colspan="4">基本部分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">保育標準時間認定</th> <th colspan="2">保育短時間認定</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本分単価</th> <th colspan="2">基本分単価</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>月額調整</th> <th>月額調整</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">20人</td> <td rowspan="2">二号</td> <td>四歳以上児</td> <td>97,220</td> <td>(104,580)</td> <td>72,350</td> <td>(79,710)</td> </tr> <tr> <td>三歳児</td> <td>104,580</td> <td>(159,280)</td> <td>79,710</td> <td>(134,410)</td> </tr> <tr> <td>三号</td> <td>一、二歳児</td> <td>159,280</td> <td>(232,900)</td> <td>134,410</td> <td>(208,030)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>乳児</td> <td>232,900</td> <td></td> <td>208,030</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分				保育標準時間認定		保育短時間認定		基本分単価		基本分単価				月額調整	月額調整			20人	二号	四歳以上児	97,220	(104,580)	72,350	(79,710)	三歳児	104,580	(159,280)	79,710	(134,410)	三号	一、二歳児	159,280	(232,900)	134,410	(208,030)			乳児	232,900		208,030		国へ提案	企業・団体から国へ直接提案
定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分																																																		
			保育標準時間認定		保育短時間認定																																																
			基本分単価		基本分単価																																																
		月額調整	月額調整																																																		
20人	二号	四歳以上児	97,220	(104,580)	72,350	(79,710)																																															
		三歳児	104,580	(159,280)	79,710	(134,410)																																															
	三号	一、二歳児	159,280	(232,900)	134,410	(208,030)																																															
		乳児	232,900		208,030																																																
6	政令指定都市における事業所税の税率の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市において総床面積1,000㎡を超える建物において、事業者により一律1㎡あたり600円の事業所税がかかる。また、1棟あたりではなく、事業所単位で累積され課税対象が決められている。 ・結果として、政令指定都市内で事業拡大検討するも、事業所税負担から政令指定都市ではない市町村に変更することとなり、市内の事業所拡張に支障を来しているため、課税対象の総床面積1,000㎡の引き上げや、事業所単位ではなく1棟単位の床面積で課税の有無を決定する等の緩和を要望する。 	企業・団体	国(総務省)	<p>地方税法により、市内で法人又は個人の行う事業に対し事業所の合計床面積が1,000㎡を超えるものについて1㎡当たり600円の税率で課税するものとされている。</p>	国へ提案	企業・団体から国へ直接提案																																														
7	公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の証明(公印確認又はアポストイーユ)の取得が可能なワンストップサービスが受けられる公証役場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・海外法人の設立および登記内容変更手続き等の際に必要な書類の公証手続きにおいて、静岡県内の公証役場でもワンストップサービスが受けられるよう要望する。 ・外国での各種手続きのために書類を提出する際、外務省の証明(公印確認又はアポストイーユ※)の取得が必要な場合が多い。 ・私文書(公文書の翻訳文等も含む)の場合は、通常、公証役場の公証人の認証、法務局の公証人押印証明を経ないと外務省の証明(公印確認又はアポストイーユ)を取得することができないが、東京都、神奈川県、大阪府に限りその手続きをワンストップで行える公証役場がある。(ワンストップサービス) ・しかし、静岡県内企業は静岡県内でワンストップサービスが受けられないため、手続きの都度外務省に出向く必要があり時間と費用の負担が大きい。 <p>※アポストイーユ…ハーグ条約(外国公文書の認証を不要とする条約)に基づく外務省の証明。当条約締結国に対しては、アポストイーユを取得することで駐日大使館・(総)領事館の認証が不要になる。</p>	企業・団体	国(外務省、法務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・証明の申請・受領の手段として窓口および郵送があるが、郵送の場合、受領するまでに日数を要する(郵便申請・郵便受取の場合は約10日~14日)。 ・早急に証明が必要な場合、外務省窓口での申請及び受領のため2日間の東京出張が必要となり、時間と費用の負担が大きい。東京都、神奈川県、大阪府の公証役場ではワンストップサービスが設けられており、外務省に出向くことなくその場で証明取得が可能である。 	国へ提案	企業・団体から国へ直接提案																																														